

議案第42号

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年3月29日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例（平成7年あきる野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第22条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。